

九州食べきり協力店鹿児島県登録実施要領

第1条 この要領は、九州食べきり協力店（応援店）登録実施要綱（以下「要綱」という。）10の規定に基づき、事業の実施に当たって必要な事項を定める。

第2条 鹿児島県における協力店等の名称は、登録されるすべての店舗について、「九州食べきり協力店」（以下「協力店」という。）とする。

第3条 要綱4に規定する登録の対象となる取組の区分及び内容は、別表1のとおりとする。

第4条 要綱4に規定する「暴力団」、「暴力団員」及び「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者」とは、それぞれ次に掲げるものをいう。

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

次にいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）をいう。

ア 役員等が、暴力団員であると認められる法人等

イ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしている法人等

第5条 要綱に規定する申込又は届出の手続は、次の表の左欄に掲げる項目について、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課に郵送、電子メール、FAX又は持参のいずれかの方法で提出することにより行う。

手続項目	提出書類
要綱6に規定する登録の申込	様式1号 九州食べきり協力店登録申込書
要綱7に規定する登録内容変更の届出	様式2号 九州食べきり協力店登録内容変更届
要綱8に規定する登録中止の届出	様式3号 九州食べきり協力店登録中止届

第6条 県は、県のホームページ等で協力店を広報するほか、当該登録制度についてマスコミ等に紹介するものとする。

また、県は、協力店に対し、食品ロス等に関する情報提供に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(別表1)

「九州食べきり協力店」取組項目・内容

【飲食店・宿泊施設用】

取組項目	取組内容
①小盛メニュー等の導入	○小盛り、ハーフサイズ、食べきりサイズ等のメニューの設定 ○シニア世代や女性に配慮した適量プランの設定 ○希望に応じたごはん等の量の調節 等
②食べ残し削減に向けた啓発活動	食品ロスの問題や食べきりについて、 ○独自のポスター掲示やメニュー・テーブルマットを利用した啓発 ○ホームページやフリーペーパーを利用した啓発 等
③食べ残しを減らすための呼びかけ	○注文受付時における適量注文の声かけ ○宴会等での食べきりの呼びかけ(30・10運動) 等
④注文確認の工夫や食べ残しの把握	○宴会等受付時や注文前に利用客の年齢構成、嗜好、アレルギー等を聞き取り ○食べ残しの食材、量を把握してメニューの改善に反映 等
⑤食品廃棄物のリサイクル	○仕込みすぎや食べ残しの食品の飼料化、堆肥化の取組 ○食品リサイクルによる飼料・堆肥で育成した食材の利用 ○学校等の飼育活動への野菜くずの提供 等
⑥その他、 食品ロス削減につながる取組	○食べ残しの持ち帰り希望者への対応 (自己責任、加熱物限定、消費期限等を説明) ○食べきりに応じたポイントやサービス券の付与 ○無駄のない食材の仕入れ、食材の使い切りの工夫 ○規格外の野菜等を食材として仕入れ調理 ○廃棄量を計量・可視化し、店舗・社内で目標管理 等

【食料品小売店用】

取組項目	取組内容
①食べ残し削減に向けた啓発活動	食品ロスの問題、無駄のない買い物、食べきり等について、 ○独自のポスター等の掲示や店内放送による啓発 ○ホームページやチラシを利用した啓発 等
②使い切りレシピ等の紹介	○使い切りレシピや残り物アレンジレシピの紹介コーナー設置 ○ホームページやチラシによる使い切りレシピ等の紹介 等
③ばら売り等の導入・充実	○ばら売り、量り売り等による食料品(食材・総菜等)の提供 ○少量パックによる販売 等
④徹底した売りきりの推進	○割引販売の時期・割引率等の内規等に基づく売りきりの推進 ・賞味期限が近い加工食品 ・シーズンを過ぎた季節商品 ・商品の追加陳列時の古い商品 ・閉店間際の総菜・生鮮食品 等
⑤食品廃棄物のリサイクル	○賞味期限・消費期限切れの食品の飼料化、堆肥化の取組 ○食品リサイクルによる飼料・堆肥で育成した食材の販売 ○学校等の飼育活動への野菜くずの提供 等
⑥その他、 食品ロス削減につながる取組	○3分の1ルールや欠品ペナルティ等の商習慣の改善(緩和) ○欠品防止の在庫の縮減や高度な需要予測に基づく仕入れ管理 ○過剰在庫等のフードバンク等への寄付 ○規格外の加工食品・野菜等の仕入れ・販売 ○廃棄量・返品量を記録・可視化し、店舗・社内で目標管理 ○生鮮食品の「食べ頃」の表示 等

九州食べきり協力店登録申込書

【1. 基本情報】(☆印の内容は、県ホームページに情報を掲載いたします。)

☆事業者・店舗名			
代表者名			
☆所在地 (複数店舗の一括申込の場合、代表する事業所等の所在地)	〒 -	電話番号 (- -)	
☆店舗の区分 ・該当項目にチェックしてください。 ・選択に迷う場合は、別紙「店舗区分の目安」を参考にし、必要に応じて詳細欄に記載してください。	<input type="checkbox"/> ファミリーレストラン・一般食堂 <input type="checkbox"/> 日本料理 <input type="checkbox"/> 西洋料理 <input type="checkbox"/> 中華料理 <input type="checkbox"/> うどん・そば <input type="checkbox"/> ラーメン <input type="checkbox"/> すし <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> 焼肉・韓国料理 <input type="checkbox"/> 喫茶・スイーツ <input type="checkbox"/> バー・カラオケ <input type="checkbox"/> ファストフード <input type="checkbox"/> ホテル・旅館 (※3の参加店舗に宿泊施設内の飲食店を記載の場合、飲食店の区分も選択) <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> 野菜・果物 <input type="checkbox"/> 食肉・鮮魚 <input type="checkbox"/> その他 ◆詳細 ()		
	店内飲食の有無	<input type="checkbox"/> 店内飲食あり <input type="checkbox"/> 持ち帰り専門店 <input type="checkbox"/> 宅配等専門店	
担当者連絡先	所属・氏名		
	電話番号	FAX 番号	
	E-mail	@	
☆HP アドレス	http://		

【2-1. 取組項目】(取り組む項目全てに○を記入してください。複数取組可)

飲食店・宿泊施設		食料品小売店	
1	小盛メニュー等の導入	1	食べ残し削減に向けた啓発活動
2	食べ残し削減に向けた啓発活動	2	使い切りレシピ等の紹介
3	食べ残しを減らすための呼びかけ	3	ばら売り等の導入・充実
4	注文確認の工夫や食べ残しの把握	4	徹底した売りきりの推進
5	食品廃棄物のリサイクル	5	食品廃棄物のリサイクル
6	その他、食品ロス削減につながる取組	6	その他、食品ロス削減につながる取組

【2-2. 取組内容】(上記取組項目で選択した取組の内容を具体的に記入してください。)

--

【3. 参加店舗】(九州7県の他県に所在する店舗についても一括で申し込みできます。)

店舗名	所在地	電話番号

(注) 行数が不足する場合は、別紙の「登録店舗一覧」に御記入ください。
登録済みの事業者において参加店舗を追加する場合は、追加店舗のみ記載してください。
取組項目が異なる店舗がある場合は、別に申し込むか内容が分かる情報を付記してください。

【4. ポスターの希望枚数】 A3 サイズ 枚 A2 サイズ 枚 (1店舗当たり計3枚以内とします。)

店舗区分の目安

【飲食店・宿泊施設の区分について】 ※ 複数の選択も可能です。

店舗区分	店舗の種類・取り扱う料理等の例
ファミリーレストラン ・一般食堂	ファミリーレストラン, 大衆食堂, 定食屋, めし屋 ビュッフェ・バイキング など (他の区分に属する専門店を除く。)
日本料理	てんぷら, うなぎ, とんかつ, 郷土料理, すき焼き, しゃぶしゃぶ, 鳥 (焼鳥屋を除く), 釜めし, 牛丼, ちゃんこ, 懐石, 割烹, 料亭 など (うどん・そば, すしを除く。)
西洋料理	フランス料理, イタリア料理, パスタ など
中華料理	中華一般, 上海・北京・広東・四川・台湾の各料理専門, ぎょうざ (餃子), 飲茶・点心, ちゃんぽん など
うどん・そば	うどん, そば, きしめん など
ラーメン	ラーメン, 中華そば など
すし	
居酒屋	居酒屋, 焼鳥屋, ビヤホール, おでん屋, ダイニングバー など
焼肉・韓国料理	
喫茶・スイーツ	喫茶店, フルーツパーラー, 珈琲店, 甘味処, ベーカリーカフェ, パンケーキカフェ, 漫画喫茶, インターネットカフェ など
バー・カラオケ	バー, ナイトクラブ, スナック, カラオケ など
ファストフード	ハンバーガー, フライドチキン, ホットドッグ, ドーナツ, サンドイッチ など (他の区分に属する料理を除く。)
ホテル・旅館	観光ホテル, ビジネスホテル, 民宿, 旅館 など (一部の会員等のみが利用できる施設を除く。)
その他	インド料理, カレー, ステーキ, ホルモン, バーベキュー, エスニック, 無国籍・多国籍, お好み焼き, もんじゃ焼き など

【持ち帰りや宅配を主体とする料理等の専門店の取扱いについて】

料理等の例	持ち帰り：パン, だんご, アイスクリーム, たこ焼き, 揚げ物, 弁当, 総菜 など 宅 配：弁当, ピザ, その他仕出し料理・配食・ケーターリングサービス など
基本的取扱い	標準産業分類の「飲食サービス」と「飲食料品小売」の考え方に準じます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店 = <u>客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する場合</u> (持ち帰り・宅配等の場合を含む) <u>その他の飲食料品をその場で飲食させる場合</u> (食器・トレイ等の回収を前提としたフードコート等での飲食を含む) ・ 小売店 = <u>他から仕入れたもの又は作り置きものを販売する場合</u> (一般的に持ち帰りの場合のみ)
記入方法	店舗区分の「その他」を選択し、「詳細」欄に店舗の種類 (パン屋, 弁当屋など) を記入するとともに、「店内飲食の有無」の該当する項目を選択してください。 その上で、取組項目については、飲食店に該当する場合は「飲食店・宿泊施設」 の、小売店に該当する場合は「小売店」の項目の中から選択してください。
その他	料理等の種類が店舗区分の選択肢にある持ち帰り・宅配のみの専門店 (持ち帰り専門のすし, ケーキ・和菓子, 焼き鳥, ファストフード店等) については、該当する選択肢をチェックした上で、「店内飲食の有無」の該当項目を選択してください。その上で、注文対応も伴わない「小売店」に該当する場合の取組項目は、小売店の取組項目の中から選択してください。 登録店舗は、一般消費者が直接飲食・購入等に利用できる店舗が対象であり、弁当・パン等の製造・調理のみを行う工場等は登録できません。製造段階が中心になる取組 (高度な需要予測, 規格外品のリサイクル等) がある場合は、各店舗の取組項目としての登録も可能です。

九州食べきり協力店登録内容変更届

【変更項目】(変更する項目にチェックを入れてください。)

- 基本情報 (代表者名, 所在地, 連絡先, HP アドレスなど)
- 取組項目・内容

【1. 基本情報】(☆印の内容は, 県ホームページに情報を掲載いたします。)

※ 変更の有無にかかわらず, 太枠の項目は必ず記載してください。

☆事業者・店舗名			
代表者名			
☆所在地 (複数店舗の一括申込の場合、代表する事業所等の所在地)	〒 -	電話番号 (- -)	
☆店舗の区分 ・該当項目にチェックしてください。 ・選択に迷う場合は、別紙「店舗区分の目安」を参考にし、必要に応じて詳細欄に記載してください。	<input type="checkbox"/> ファミリーレストラン・一般食堂 <input type="checkbox"/> 日本料理 <input type="checkbox"/> 西洋料理 <input type="checkbox"/> 中華料理 <input type="checkbox"/> うどん・そば <input type="checkbox"/> ラーメン <input type="checkbox"/> すし <input type="checkbox"/> 居酒屋 <input type="checkbox"/> 焼肉・韓国料理 <input type="checkbox"/> 喫茶・スイーツ <input type="checkbox"/> バー・カラオケ <input type="checkbox"/> ファストフード <input type="checkbox"/> ホテル・旅館 <input type="checkbox"/> スーパーマーケット <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア <input type="checkbox"/> 野菜・果物 <input type="checkbox"/> 食肉・鮮魚 <input type="checkbox"/> その他 ◆詳細 ()		
	店内飲食の有無	<input type="checkbox"/> 店内飲食あり <input type="checkbox"/> 持ち帰り専門店 <input type="checkbox"/> 宅配等専門店	
担当者連絡先	所属・氏名		
	電話番号	FAX 番号	
	E-mail	@	
☆HP アドレス	http://		

【2-1. 取組項目】

※ 変更がある場合のみ, 変更後の全ての取組項目に○を記入してください。

飲食店・宿泊施設		食料品小売店	
1	小盛メニュー等の導入	1	食べ残し削減に向けた啓発活動
2	食べ残し削減に向けた啓発活動	2	使い切りレシピ等の紹介
3	食べ残しを減らすための呼びかけ	3	ばら売り等の導入・充実
4	注文確認の工夫や食べ残しの把握	4	徹底した売りきりの推進
5	食品廃棄物のリサイクル	5	食品廃棄物のリサイクル
6	その他, 食品ロス削減につながる取組	6	その他, 食品ロス削減につながる取組

【2-2. 取組内容】(上記取組項目で変更した取組の内容を具体的に記入してください。)

--

【2-3. 変更店舗】(複数店舗を一括で登録している場合で, 上記の取組項目の変更が一部店舗のみの場合に, 該当する店舗名を記載してください。(店舗自体の新設・廃止は様式1・3による))

--

九州食べきり協力店登録中止届

九州食べきり協力店への登録を中止しますので、以下のとおり届け出ます。

また、中止に伴い、交付されたステッカー等の掲示や協力店である旨の表示は取りやめます。

【1. 基本情報 (届出者)】

事業者・店舗名			
所在地 (複数店舗の一括届出の場合、代表する事業所等の所在地)	〒 -		電話番号 (- -)
担当者連絡先	所属・氏名		
	電話番号		FAX 番号
	E-mail	@	

【2. 中止する理由】

(該当する項目に○を記入し、差し支えない範囲で具体的理由を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	店舗の廃止	
<input type="checkbox"/>	取組の中止	【具体的理由】
<input type="checkbox"/>	その他	

【3. 中止する店舗】

(該当する項目に○を記入し、一部店舗の中止の場合は店舗名等も記載してください。)

<input type="checkbox"/>	全店舗 (店舗数:)	
<input type="checkbox"/>	以下の店舗 (中止店舗数: , 取組継続店舗数:)	
	店 舗 名	所 在 地

(注) 行数が不足する場合は、中止店舗一覧 (様式任意) を添付してください。

【4. 中止年月日】

平成 年 月 日